
朋友だより

未来社会についてあれこれと考える機会がありました。国民の一人ひとりにとって、豊かな未来を構想する上で、新自由主義的発想の克服が不可欠なのだと気がつきました。

ご参考になれば幸甚です。

2018年4月

(有)コンサルタント朋友
代表取締役 奥長弘三



成熟社会に生きる



新自由主義的発想から抜け出る

今年4月から立教大学の第21代目の総長になられた郭洋春先生の講演「成熟社会における中小企業の役割」をお聞きしました。

先生はお話の中で、現在世界を覆っている新自由主義的発想から抜け出し、人口減少に向かう日本では「成熟社会」の考えこそがふさわしく、「成熟社会に生きる」ことを提案されました。そしてこの道は、私共が加盟している中小企業家同友会が以前から主張している道でもあると強調されました。

先生のお話を聞き、改めて新自由主義的発想から抜け出る必要性を感じました。

しかし、現在政権を担っている安倍首相は熱心な新自由主義の推進論者と見て良いでしょう。「世界で一番企業が活躍しやすい国をめざす」が安倍首相の狙いです。

新自由主義の役割は、市場原理を何ものにも邪魔されないで貫徹することにあります。邪魔者はすべて取り除こうとします。新自由主義の考えとしては競争主義、成長が大切、自由貿易万能、グローバル化最優先です。

しかし、2008年のリーマンショックを境にして、私たち国民はグローバル化について、そのプラスの面とマイナスの面を公平に見ることができるようになりました。それまではグローバル化の推進が正義であり、それに抵抗するものは邪悪とされかねませんでした。

グローバル化の最大の問題は格差の拡大でしょう。グローバル化は未開発国の住民を不幸にするだけでなく、先進諸国の一般国民から職と財産を奪い、不幸に陥れるものであることが明らかになりました。

日本は間もなく、アメリカとの間で経済の二国間協定、FTAをめぐって交渉が始まるでしょう。数年前のTPP交渉のときISDS条項(投資家国家間紛争解決条項)が大きな話題となりました。今回も恐らくISDS条項が議論の対象となるでしょう。ISDS条項は相手国の独自の規制を認めず、投資家が母国でのやり方を相手国

に強要するものです。つまり、相手国の経済主権を認めないやり方です。韓国がアメリカとの二国間協定を結んで以降、韓国がこのISDS条項で如何に苦しめられたかは、私たちの記憶に新しいところです。

そもそもISDS条項は植民地主義の考えの遺物です。前回の朋友だより(第150号)でお伝えしたように植民地支配は、21世紀社会では完全に否定されている以上、ISDS条項も否定されるべきものです。

その点、日本に伝統的に存在している近江商人の「三方よし」の精神こそが、これからの世界のビジネスのルールであるべきでしょう。

今一つ、新自由主義的発想の克服という観点から見た場合、重要な点は、かつての林業崩壊の失敗を繰り返してはならないということです。第二次大戦直後、海外の安い木材の輸入促進の大方針のもとで、国内林業が産業として成り立たないまでに衰退してしまいました。被害は森林が荒れ放題になっただけではありません。森林が荒れたことで沿岸漁業にも致命的な打撃を与えました。河川を通して、森林の豊富な資源が海に注ぐことが出来なくなり、沿岸漁業にも大きな困難をもたらしました。

新自由主義的発想がきちんと克服されないまま進むと、林業崩壊の次の犠牲になるのは日本の農業であり、中小企業となる恐れが大きいです。新自由主義からの克服が待ったなしの課題といえるでしょう。

成熟社会に生きる

日本社会はこれから人口減少の時代に入り、少子高齢化社会となります。これをどのように考えるかです。先ほどの郭洋春先生は、ここは発想の転換が必要だと説かれます。

「減少社会」と考えるのではなく、「成熟社会」と考えようと提案されます。

その為に、新自由主義的な発想を克服することがどうしても必要です。成長第一主義から

離れて、量より質を大切にする、周囲との競争、競合ではなく、共生の道を探りたいものです。

成熟社会においてまず取り戻したいものは、地域の賑わいです。新自由主義的政策のおかげで、地域が衰退し、まちから賑わいが消えました。今一度、地域に中小企業が元気になり、雇用が増えることで、地域に賑わいを取り戻します。

政府は盛んに地域創生といいますが、ゼロからスタートする地域創生ではなく、地域の賑わいを取り戻す地域再生です。

成熟社会ではお金や競争の呪縛から解放され、お互いに助け合いの共生社会となります。労働時間の短縮も実現し、自由な時間を楽しむことが出来ます。

現在の日本資本主義の到達点は、物質的生産力の点で、現在の GDP 水準を維持するだけで、即ち、経済成長をことさら追求しなくても、十分に国民生活を向上させることが出来ると言われていています。(渡辺治他 13 氏著『戦後 70 年の日本資本主義』(新日本出版社 2016 年 6 月)の中の米田貢論文 P.194)

21 世紀は知識、科学・技術が一段と大切にされる社会です。企業自体も学習型企業への模索が始まっています。この様な社会では、中小企業の経営者、従業員の間で知恵、知識、スキル、教養、スポーツ、芸術、文化 などの文化的欲求が増大するとの議論もあります。(大林弘道「中小企業の廃業問題と “国民的経済力” の再建」(雑誌「経済」2018 年 4 月号 P. 142))

ここで改めて思い出されるのは、ユネスコの学習権宣言です。1985 年 3 月に宣言されたユネスコ学習権宣言は次のように言います。

学習権とは

読み書きの権利であり
問い続け、深く考える権利であり
想像し、創造する権利であり
自分自身の世界を読み取り、歴史を綴る権利であり
あらゆる教育の手だてを得る権利であり
個人的、集団的力量を発達させる権利である

学習権は未来の為にしておかれる文化的、贅沢品ではない。学習権は人間の生存にとって不可欠な手段である。学習権なく

しては人間的発達はありません。学習権は単なる経済発展の手段ではない。それは基本的な権利の一つとして捉えなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を成り行き任せの客体から、自らの歴史をつくる主体に変えていくものである。(以下略)

1985 年に宣言された人類の学習権が、成熟社会で花が咲くこととなります。新自由主義を克服し、成熟社会に生きることで、一人ひとりがその能力を全面的に発揮できる社会に近づくことが可能となるでしょう。

成熟社会を保障するもの

成熟社会の担い手は、国民生活の真の豊かさに貢献する中小企業です。その発展を助けるものが国のレベルでは中小企業憲章であり、地方自治体のレベルでは中小企業振興基本条例です。

中小企業憲章は、2010 年 6 月に閣議決定されたもので、“中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役である。経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分発揮できるよう支援する、”とたっています。

各地では中小企業振興基本条例の制定が進んでいます。1979 年 3 月に東京・墨田区で始まった条例づくりは、45 道府県 276 市町村(2018 年 4 月現在)にまでひろがっています。地域に中小企業が存在することが地域の賑わい、雇用の面等でプラスになるという認識が共有され、行政だけでなく、住民、地域団体、金融機関、大学、大企業も含め皆で地域の中小企業を育てようとするし、また中小企業は一段と地域が豊かになる為に貢献するという好循環が生まれています。



有限会社 ユタカサービス

(東京都渋谷区：代表取締役 三國 高徳 氏)

平成2年(1990年)に設立されたビルメンテナンス会社です。今年で創立28年目になります。現在、二代目社長が経営を行っています。社員数4名。

三國氏は2000年に社員として入社。2015年7月から代表取締役に就任しました。二代目社長として創業者の精神を受け継ぎながら、新しい時代の経営をどのように展開していくか、第二の創業に取り組んでいるところです。

親族でない者の事業承継として実績をつくりつつあります。

同社の創業の精神は、

- ① 出来るだけ、直の仕事を増やす
- ② 手抜きをしない良い仕事をする
- ③ 社員の豊かな生活と充実した人生実現を支援する

です。3項目が社名の由来となっています。

第二の創業期を展開中の現在の経営課題は、次の二つに集約されるでしょう。

1. 同業他社にない自社の特徴をどのように発揮するか
2. 社員教育、特に幹部社員の育成

幹部候補社員同士が、お互いに切磋琢磨しながら自分の腕を磨き合っている姿は、同社の今後の発展を期待させるものとなっています。

経営理念

1. ビル、マンションの美観と良好な環境衛生の維持、建物設備の保全の仕事を通じて社会貢献すること
2. 自己啓発と技術の向上に日々努め、協力会社とのネットワークをもって、お客様の立場に立った誠実で行き届いた仕事を提供すること
3. お客様から頂いた糧と仲間同士の助け合いで、ユタカサービスで働く者のゆとりある豊かな生活と充実した人生実現の一助となること

お問い合わせ： 有限会社 ユタカサービス

〒151-0071 東京都渋谷区本町1-20-2 パルムハウス初台806

TEL. 03-3377-2801 FAX. 03-3377-2805

<http://www.yutakas.>

～*～*～ あとがき ～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*～*

朋友だより151号をお届けいたします。

高校時代のクラス会、今年は母校近くの目黒川の花見を兼ねてという事になりました。桜の開花が早く、かなり花筏に近い状態にありましたが、暖かな日差しの中でそれなりの美しさを愛でることが出来ました。そのあと、主目的である宴の中で各人の近況報告があり、友人が最近、深夜、就寝中の自宅に泥棒に入られたという事件を紹介。朝、出がけに財布の現金とカードが無いことに気がつき、さらに居間のキャビネットと茶箆筒の財布もやられていたといいます。身近に起きたリアルな事件に、犯人と出くわさなかったことがせめても不幸中の幸いと改めて胸をなでおろしました。まさかの坂は突然訪れる、皆さんも対策を考えて、と経験談を語ってくれました。(野上)



朋友

有限会社 コンサルタント朋友

〒113-0022 東京都文京区千駄木3-36-11

千駄木センチュリー21 602号

TEL. 03-5815-3021 FAX. 03-5815-3022

e-mail foryou91@tokyo.email.ne.jp

URL:<http://www.consultant-hoyu.co.jp>